



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2016年2月(第47号)

全国で梅のたよりが聞こえてきました。まだまだ寒いですが、少しずつ春に向かっていそうですね。

「事務所だより 2月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 健康保険の標準報酬月額上限が変わります
- 2 36協定を提出しましょう
- 3 事務所を移転しました
- 4 当事務所から

健康保険の標準報酬月額上限が変わります

持続可能な医療保険制度を構築する目的で、平成28年4月から健康保険および船員保険の標準報酬月額の上限改定及び累計標準賞与額の上限変更が行われることになりました。今回の法改正のポイントをご紹介します。

■ 標準報酬月額の累計が変更になります

健康保険法及び船員保険法における現在の標準報酬月額（月額保険料を決定するために使用される報酬額）の最高等級（47級・121万円）の上に3等級が追加され、上限が上げられます。

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

■ 累計標準賞与額の上限の変更

健康保険料及び船員保険法における賞与の保険料対象となる年間標準賞与額上限が 540万円 から 573万円 に上げられます。

■ 健康保険の料率が変わります

協会けんぽにおいて3月分（4月納付分）から改定されることになりました。また、介護保険料率については全国一律で現行の1.58%のままです。（健康保険組合についてはそれぞれ状況が異なりますので、詳細については各健康保険組合にお問い合わせください）

（協会けんぽの主な保険料率）

東京都 9.96% 大阪府 10.07% 神奈川県 9.97%
愛知県 9.97% 千葉県 9.93%



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/kyokaikenpo/0208.html>

36協定を提出しましょう

36協定は労働基準法第36条に定められた「時間外労働および休日労働」に関する労使の協定で、通称「さぶろくきょうてい」と呼ばれています。法律上1日8時間、1週間40時間を超えて労働させることは禁止されていますが、この36協定を事前に労働基準監督署へ届け出た場合は時間外労働や休日労働をさせることができ、届け出ずにさせた場合は罰せられます。たとえ従業員が1人であっても残業や休日労働をさせる場合は、書面で届け出ることが必要です。

36協定の届出はお済みですか？届出が済んでいない場合は、お早目の提出をお勧めします。



【詳しい内容はこちらをクリック】

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/36_kyoutei.html



事務所を移転しました

藤井社会保険労務士事務所は開設から5年目を迎えましたが、このたび、ヤシマ国際人事労務事務所と一緒に「社会保険労務士法人国際労務パートナーズ」を設立し、事務所を移転いたしました。今後も英語でも社労士サービスを提供できる事務所として業務を拡大していく所存です。新しい事務所は女性5人でのスタートとなりますが、お客様のかゆいところに手が届くようなきめ細かな対応を心がけていきたいと思っております。これまでたくさんの皆様に支えていただいておりますが、今後とも末永くよろしく願いいたします。

【新事務所】

社会保険労務士法人国際労務パートナーズ
〒107-0052 東京都港区赤坂 7-5-6-408
TEL: 03-5544-8538 FAX: 03-5544-8539

当事務所から



事務所だより2月号はいかがでしたでしょうか。

この「藤井社会保険労務士事務所 事務所だより」も次回から「国際労務パートナーズ 事務所だより」としてリニューアルする予定です。今後も労務や社会保険等の実務に役立つちょっとした情報をお届けしていきます。これからもよろしくお願いします。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-5-6-408

TEL 03-5544-8538 FAX 03-5544-8539

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美